

議案第 8 号

愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、広域連合規約を別紙のとおり変更するものとする。

平成 22 年 3 月 3 日提出

大 口 町 長 森 進

（提案理由）

この案を提出するのは、平成 22 年 3 月 22 日に海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市が設置されることにより、この規約の一部を変更する必要があるからである。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月２０日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第２の５の項中「七宝町、美和町、甚目寺町」を「あま市」に改める。

附 則

この規約は、平成２２年３月２２日から施行する。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
選挙区分	選挙区市町村	定数	選挙区分	選挙区市町村	定数
1	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町	3	1	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町	3
2	清須市、北名古屋市、豊山町	1	2	清須市、北名古屋市、豊山町	1
3	一宮市、稲沢市	2	3	一宮市、稲沢市	2
4	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町	2	4	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町	2
5	津島市、愛西市、弥富市、 <u>あま市</u> 、大治町、蟹江町、飛島村	2	5	津島市、愛西市、弥富市、 <u>七宝町、美和町、甚目寺町</u> 、大治町、蟹江町、飛島村	2
6	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	3	6	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	3
7	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	2	7	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	2
8	岡崎市、幸田町	2	8	岡崎市、幸田町	2
9	西尾市、一色町、吉良町、幡豆町	1	9	西尾市、一色町、吉良町、幡豆町	1
10	豊田市、みよし市	2	10	豊田市、みよし市	2
11	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	1	11	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	1
12	豊川市、蒲郡市	2	12	豊川市、蒲郡市	2
13	豊橋市、田原市	2	13	豊橋市、田原市	2
14	名古屋市	9	14	名古屋市	9